

令和5年度 事業計画書

自：令和5年4月 1日

至：令和6年3月31日

一般社団法人 大学共同利用研究教育アライアンス

一般社団法人大学共同利用研究教育アライアンスは、大学共同利用機関法人（人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構）及び国立大学法人総合研究大学院大学が一体的な研究教育活動を通じてその機能を十分に発揮するための事業を推進し、もって我が国の学術研究の発展に寄与することを目的とし、令和5年度以下の事業を実施する。

1. 事業計画

1-1 総務

1-1-1 会議等の開催

本法人の事業運営及び財務等に関する重要事項を審議するため、次の会議等を開催する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) アドバイザリーボード

1-1-2 事務局の整備

本法人の事務を処理するため、次の事業を行う。

- (1) 法人運営に必要となる各種規則の整備
- (2) 本法人のホームページの整備・拡充
- (3) 4つの大学共同利用機関法人と総合研究大学院大学を紹介するパンフレットの制作

1-2 研究力強化事業

研究力強化のための連携に関する事業（定款第5条（1））を行うため、「研究力強化部会」において、次に関する事業を検討、実施する。

- (1) 異分野融合・新分野創出に向けたプログラム（出会いの場構築、研究支援、など）の実施
- (2) 大学法人との意見の交換の場の構築
- (3) 大学共同利用機関全体に関わる研究戦略・広報に向けたIR
- (4) アライアンス下におけるデータサイエンスの推進
- (5) その他、研究力強化への貢献に対する共通事業の検討

1-3 大学院教育事業

大学院教育の充実及び若手研究者の育成のための連携に関する事業（定款第5条（2））を行うため、「大学院教育部会」において、次の事業について検討する。

- (1) 大学共同利用機関「特別研究員」事業の運営
- (2) 大学共同利用機関と総合研究大学院大学の連携による研究大学強化事業の制度設計

1-4 運営の効率化推進

効率的な業務運営のための連携に関する事業（定款第5条（3））を行うため、「業務運営部会」において、次に関する事業を企画、実施する。

- （1）共通する業務に係る研修の合同開催
- （2）新規採用者・専門職（技術職員等）など人材育成に関する研修の合同開催、知見の共有
- （3）共同調達・契約の実施や入札監視委員会の開催

1-5 国際連携プラットフォーム形成事業

令和5年1月24日理事会において国際関係検討ワーキンググループから提出された報告書に基づき具体化することが了承された事業を行うため、「国際連携プラットフォーム形成事業推進委員会」において、次に関するプラットフォームの形成について推進する。

- （1）シンポジウム等海外イベントの合同実施
- （2）国際的な研究推進人材育成プログラムの展開
- （3）国際業務ノウハウ/国際法務顧問等リソースの共有